

## [資料] ドイツにおける「企業領域におけるコントロールと透明性に関する法律」の概説 (1)

著者	加藤 恭彦, 遠藤 久史
雑誌名	甲南経営研究
巻	39
号	1
ページ	129-141
発行年	1998-06
URL	<a href="http://doi.org/10.14990/00003992">http://doi.org/10.14990/00003992</a>

# ドイツにおける「企業領域における コントロールと 透明性に関する法律」の概説 (1)

加 藤 恭 彦  
遠 藤 久 史

## はじめに——E C / E U 会社法指令と会計・監査制度の調和化

1967年ブリュッセル条約の発効により、欧州石炭鉄鋼共同体 (ECSC)、欧州経済共同体 (EEC)、欧州原子力共同体 (EURATOM) の三機関が併合されて、欧州共同体 (EC) が形成され、設立当初6カ国の加盟国であったが、1970年台から80年代にかけて12カ国が加盟する巨大市場が形成された。EC域内における株主・債権者などの利害関係者を保護することを目的として各加盟国の資本会社に関する会計・監査制度を調和化するために一連のEC会社法指令が閣僚理事会により採択されて、それが加盟国の国内法に転換されることによって、加盟国の会社法の保護規定を同等にすることが推進された。その主要なものには、第4号指令 (一定の会社形態の財務諸表—1983年)、第7号指令 (連結財務諸表—1983年)、第8号指令 (財務諸表の法定監査人の資格—1984年—その補充として「ディプロマ指令」—1988年)、その他、銀行 (1986年)・保険企業 (1991年) の財務諸表および連結財務諸表に関する指令、などがあげられる。

その後1993年マーストリヒト条約の発効により、欧州連合 (EU) が発足

ドイツにおける「企業領域におけるコントロールと……（加藤恭彦・遠藤久史）  
し、現在15カ国が加盟して単一通貨（ユーロ）市場が形成されつつある。これによって、従来のEC域内における会計・監査制度の調和化の段階から、資本市場のグローバル化に伴う国際会計・監査基準の新たな進展により、EUにおける会計・監査基準の国際的調和化へと進行しつつあるのが現状である。特に、1990年の欧州委員会による会計基準の調和化のための会議により、EUレベルにおける調和化の努力の継承と国際的調和化のため技術的解決策の提言がなされて、世界的規模での調和化に向けて進行することになった。<sup>(1)</sup>

## I. 会計・監査制度の改革と株式法・商法等の改正

EC会社法指令ならびにEU市場の形成に伴って、ドイツでは域内の会社法関連の調和化努力がなされ、それに続いて国際的調和化に向けて、国内法の改正作業が一段と積極的に進められている。そのさいの基本的な視点は、資本会社における株主などの利害関係者を保護するために経営者を監督する会社機関の権限を強化するとともに、情報開示による透明性を確保することに置かれている。

そこで本稿では、ドイツにおいて最近なされている株式法・商法の改正を中心にして概説して行くことにするが、その代表的なものを列挙すれば次のようである。<sup>(2)</sup>

(1) 銀行貸借対照表指令法（Bankbilanzrichtlinien-Gesetz, 30. Nov. 1990）による商法の改正（第340条～第340条0条が追加された）。これによって、商法第3編に信用機関の会計に関する第4章が補完的なものとして付け

---

(1) 森川八洲男稿「EUにおける会計・監査の調和化の展開」、加藤恭彦編著『EUにおける会計・監査制度の調和化』中央経済社、平成10年、1-23頁参照。

(2) 加藤恭彦稿「ドイツ監査制度の新動向とコーポレートガバナンスの視点」、加藤恭彦編著『EUにおける会計・監査制度の調和化』中央経済社、平成10年、47-66頁参照。

加えられ、信用機関に関する会計・開示・監査規定が従来の「信用制度法」(KWG)から削除されて、商法の中に組み込まれて資本金会社として一般的に規制されることになった。<sup>(3)</sup>

(2) 資本市場におけるドイツのコンツェルンの競争能力の改善及び社員貸付金調達の容易化に関する法律—資本調達容易化法 (Gesetz zur Verbesserung der Wettbewerbsfähigkeit deutscher Konzerne in Kapitalmärkten und zur erleichterten Aufnahme von Gesellschafterdarlehen—Kapitalaufnahmeerleichterungsgesetz—KapAEG, 13. Feb.1998)

による商法の改正 (第264条に第3項挿入。第291条・第292条の変更。第292条の後に292a条挿入。有限会社法も改正されている。)。商法第290条によるコンツェルン決算書の作成義務を負う親企業の子会社である資本金会社は、一定の条件の場合において、商法第1節 (資本金会社の年度決算書及び状況報告書) 及び第3節 (監査) 及び第4節 (開示) の規定の適用の要しない。また、コンツェルンの親企業である上場企業は、必要条件 (例えば、コンツェルン決算書及びコンツェルン状況報告書が国際的に認められた会計諸原則に従って作成されているとき、附属説明書又はコンツェルン決算書に関する注記で、ドイツの法律とは異なる貸借対照表表示方法、評価方法及び連結方法の注記がなされているとき、免責された書類が、第318条により任命された決算書監査人によって監査され、かつ、その上当該決算書監査人によって免責に関する諸条件が充足されたことが証明されているとき、等) に合致するコンツェルン決算書及びコンツェルン状況報告書を作成し、かつ、それを第325条、第

---

(3) 鈴木義夫稿「ドイツ銀行法 (一) (二・完)」、『会計』第139巻第6号 (1991年6月), 127-134頁, 第140巻第1号 (1991年7月), 131-14, 1頁参照。

遠藤一久稿「経済的観察法の論理的性格」、『会計』第144巻第5号 (1993年11月), 116-130頁参照。

ドイツにおける「企業領域におけるコントロールと……（加藤恭彦・遠藤久史）  
328条によりドイツ語及びドイツマルクで公示するときは、本節（第2節：コンツェルン決算書及びコンツェルン状況報告書）に規定するコンツェルン決算書及びコンツェルン状況報告書の作成を要しない。免責される書類を公示する場合には、ドイツの法律によらずに作成されたコンツェルン決算書及びコンツェルン状況報告書が重要であることが明文をもって指示されなければならない。<sup>(4)</sup>

（3） 企業領域におけるコントロールと透明性に関する法律（Gesetz zur Kontrolle und Transparenz im Unternehmensbereich-KonTragG, 5. März. 1998）。この法律は、株式会社制度を対象として、株式法、商法、有限会社法、組合法等を改正するためのものであり、株式会社の機関のコントロール能力を強化することによって、コーポレートガバナンスの視点から監査役会、取締役会、株主総会、決算書監査人等の役割を改善しようとするものである。それ以外に、本法律はストック・オプション制度、自己株式取得制度等の改正も取り上げている。前者については、取締役の活動成果により測定され報酬を与えるに際して年度利益に依拠することが定められているが（株式法第86条）、株価の趨勢に依拠すべきこととしている。そのために条件付増資制度を利用することになるが（株式法第192条）、新たに新株引受権を会社又は結合企業の従業員と役員に付与することを定め、そのためには株主総会の特別決議を必要としている（株式法第193条2項4号）。これにより、ストック・オプションの役員等への許容は、株主総会及び市場を通じて、株主等の利害関係者による経営に対するコントロール機能を強化することと密接に関連している。<sup>(5)</sup> 後者の自己株式取得制度の改正については、従来の自己株式の

---

（4） 石原肇稿「資本市場におけるドイツコンツェルンの競争能力改善および社員貸付金調達の容易化に関する法律」、『大阪産業大学論集：社会科学編』109号（平成10年6月）、121-132頁参照。

取得許容事由(株式法第71条第1項)に、株主総会決議に基づく取得を新たな自己株式取得の許容事由として追加し、取得価額の最低額及び最高額、ならびに取得の目的を定め、そして、その他の詳細を定めるべき株主総会決議に基づく場合について定めている。(同項8号)。

本稿では、(3)の法律について主として株式会社の機関についての規制内容について概説して行くことにするが、その文献は、本法律条文ならびに理由書(Ursprünglicher Regierungsentwurf dieses Gesetzes (KonTraG) Einschließlich amtlicher Begründung)、公報(Mitteilung, 5. März. 1998)等を主として引用して行くことにする。

## II. 公 報

1998年3月5日、ドイツ連邦議会は、「企業領域におけるコントロールと透明性に関する法律(KonTraG)」を、第3第2読会において、1998年3月4日の所轄法委員会の決議勧告(法委員会の理由書による連邦官報13/10038)をもとに議決した。政府草案は、連邦官報13/9712において含まれる。連邦参議院の後、本法律に対する異議が唱えられなければ、1998年4月30日の連邦官報において公布され(連邦官報 I, S 786)、そして1998年5月1日より効力を発する。

世界中の金融市場における昨年の騒ぎの終結は、どの程度金融市場が共に発展したかを、ドイツにはつきり分からせた。ドイツ国内の資本市場は、もはや孤立したものではない。ドイツの公開会社は、国際的に資金調達されている。ドイツの証券発行者は、リスク資本需要を伴う直接的競争に、世界的に立たされている。外国の機関投資家の影響と彼らの期待は、増加している。このことは、ドイツの企業に、企業政策および企業発展に関して、資本参加

---

(5) 小林量稿「ドイツにおけるストック・オプション制度に関する法律の概要」、『商事法務』No.1462,(1997.7.5)、9-15頁参照。

ドイツにおける「企業領域におけるコントロールと……（加藤恭彦・遠藤久史）を伴う、管理の集中的なコミュニケーションを要求し、更にあらゆる領域における、一層の透明性と開示を求めるものである。ドイツの株式法は、適応および現代化の圧力の増加の下で、制度上の競争の中にある。資金調達手段および報酬支払手段は、国際的基準で統一されなければならない。全世界に及んで活動している複合の企業手段は、投資家にとって効率的で信頼できると理解される指揮監督機構が必要である。いわゆるコーポレートガバナンス論議は、世界の全ての工業国でなされている。

連立会派は、それゆえ、「企業領域／銀行におけるコントロールと透明性」の作業グループを、連邦法務大臣と連邦経済大臣から共通に選出された連立会派委員と連邦政府委員から任命した。この作業グループは、一連の提案を作成した。法律は、準備作業と学界との包括的な論議、並びにドイツ連邦議会の法務委員会における公聴会などにその基礎を置いているのである。

法律は、監査役会の改革についてのみ集中するものではない。これは、重要な部分的観点にすぎない。法律は、更に、透明性の増進、株主総会によるコントロールの強化にも及ぶ。信用機関の代理議決権は、更に、寄託有価証券株式の利益に対して更に改善されている。保管銀行内部で利益衝突の状態になり得るといふ、ある特別な批判点について、議決権行使の禁止が定められている。更に、この措置は、決算書監査の品質の改善および監査役と決算書監査人との共同作業の改善をも目指す。「一株一議決権」に反するところの原則である議決権の細分化は、徐々に廃止され、株式の自己取得および経営能力によるストックオプションプログラムのような現代的な資金調達手段および報酬支払手段が認められることになった。

法律は、以下のような諸原則を導いた。

- ・企業法の更なる規制は、最大限、避けられるべきであるということ
- ・企業の会社機関の強行法的禁止に対して、また、現存の監督層と市場によるコントロールに対して、そのために法律が強い刺激を創り出すことがで

きるように優位性が与えられるべきであるということ

- ・当該企業の様々な必要なものと与件が考慮されるべきであるということ、または、資本市場指向の会社と非上場会社との区別を行うべきかどうかを、特にその都度、吟味されなければならないということ
- ・国際的金融市場の必要性と期待に対するドイツの公開会社が指向することが、法的に積極的に誘導されなければならないということ

当面の一連措置は、したがって、次のものと内部的な関連にある。既に議決され、そして更に計画されている企業および資本市場の法律の改革、有価証券取引法、無額面株式、並びに小規模会社に関する法律および株式法の調整のための法律、コンツェルン決算書に対する国際的に認められた会計基準（資本調達容易化法）の認可、第3次金融市場振興法並びに有価証券サービス指令の転換のための法律である。

#### 草案規定の要旨

##### 1. 取締役会

- ・リスクマネジメント；株式会社の取締役員は、適切なリスクマネジメントおよび企業の内部監査に注意を払う義務を負っている。(株式法第91条第2項)
- ・将来の企業計画に関する監査役会に対する取締役会の報告義務が、強化された。(株式法第90条第1項)

##### 2. 監査役会

- ・兼任会社数；一監査役について監査役会兼任の従来の許容しうる上限（10社）は、監査役会議長は、2倍に換算される。(株式法第100条第2項)
- ・選挙提案；新しい監査役員の選任に関する株主へ提案する場合、負担過重状況と競合状態を早期に回避するために、他の職務活動が提示されなけれ

ドイツにおける「企業領域におけるコントロールと……（加藤恭彦・遠藤久史）

ばならない。（株式会社第100条第4項）

- ・ 会議開催頻度；監査役会の年間の義務付けられた会議は、上場会社で2回から4回に引き上げられる。（株式会社第110条第3項）
- ・ 決算書監査人の職務は、もはや取締役会によってではなく、監査役会によって締結される。そのことによって決算書監査人は、経営者と管理に対して大きな距離をおくべきである。監査報告書は、直接、監査役会に対して、議長の手引きに引き渡されねばならない。（株式会社第111条第2項）
- ・ 決算書監査人は、監査役会の決算書会議あるいは決算書委員会への参加が義務付けられる。（株式会社第171条第1項）
- ・ 全ての監査役会の構成員ないしは決算書委員会の構成員へ、監査報告書を交付することが義務付けられる。
- ・ 監査役会は、総会が何回開かれたのか、または、幾つの委員会が構成されたのかについて、その事業報告書において述べなければならない。
- ・ 機関構成員、特に監査役会に対する損害賠償請求権の行使は、重大な義務違反の場合の定足数（5%あるいは額面価額100万DM）の引き上げによって、明らかに容易化される。株式会社第147条第4項の費用負担規則は、計算手続の意味において修正される。
- ・ 年度決算書の附属明細書において、上場会社はその機関構成員に対して、全ての他の監査役員およびそれに匹敵し得る専門委員会の構成員を記載しなければならない。（株式会社第160条第1項）

### 3. 株主総会と株式

- ・ 信用機関の代理議決権行使は、株主の利益により強く合わせて調整される。信用機関は、業務執行役員を指名し、定められた義務の遵守を監督せねばならない。
- ・ 信用機関と会社は、株主に対して議決権行使の選択的な可能性（代理人委

議, 株主団体への委譲等による)について表示しなければならない。

- ・利害関係する場合の寄託有価証券株主に対する信用機関の報告義務は、一層厳しくなる。当該会社の監査役会を構成する信用機関の監査役員に対する指名および当該会社の出資持分者の指名。
- ・特別監査の申請は、株主による定足数で可能である(株式法第315条)。
- ・株主総会は、株主総会の運営に関する業務規定を与えることの権限を明白に有している。
- ・それにより、株主総会の簡素性と再活性の可能性が、もたらされるであろう。
- ・株主総会は、株式の文書保証の諸問題を、自ら規定することの権限が与えられている。株主総会は、例えばグローバルな証書のみを供託し、流通する株式証書は、もはや有しないと決議することができる。
- ・複数議決権は、もはや認められない。(株式法第12条第2項)
- ・旧複数議決権もまた、5年を期限に、複数議決権の価値の適切な調整に向かって無効となる。また、株主総会は、いつでも、適切な調整に従って、現在の複数議決権を単純な資本多数性によって除去することができる。
- ・最高議決権は、上場会社の場合ではもはや認められない。旧議決権は、2年後無効となる。
- ・会社の相互参入の場合には、2番目の会社の議決権行使は、1番目の会社の場合、監査役員の選挙のさいに除外される。
- ・上場会社は、更に、年度決算書の附属明細書において、大資本会社に対して5%以上の全ての資本参加している会社を開示しなければならない。
- ・自己株式の取得は、EG第2次会社法指令の意味において、更に、緩和されるであろう(株式法第71条第1項第8号)。このことは企業に、より弾力性を与え、そして、ドイツ株式市場に追加的な株式相場の夢を与えてくれる。濫用の恐れは法的に制限される。

ドイツにおける「企業領域におけるコントロールと……（加藤恭彦・遠藤久史）

- ・経営能力に対する報酬要素としての新株引受権（ストックオプション）の情報は、そしてまた企業のその他の共同作業員に対する譲渡も容易化される（株式法第192条）。その際、セルフサービスは、除外される。重要な境界線は、株主総会が規定しなければならない。条件付き資本は、資本金の10%までに制限される。

#### 4. 信用機関の資本参加持分

- ・議決権行使の制限；信用機関は、企業に対する5%以上の自己資本参加によって生ずる議決権を、同時に行使する場合には、株主総会において代理議決権に基づく議決権を行使することはできない。株主の個別委任状は、無論、引き続き認められる。これらの規制は、資本参加持分と代理議決権から生ずる信用機関の及ぼす影響蓄積の限界点を定めている。（株式法第135条第1項）
- ・年度決算書の附属説明書における、信用機関に対する透明化義務の拡大；信用機関（同じ法形式を取るものも同様）は、その機関構成員およびその他の共同作業員を占めているところの全ての委託者を公表しなければならない。更に、資本参加持分は、5%以上表示しなければならない。

#### 5. 決算書監査

- ・売上高依存性；監査人が、資本会社から過去5年間にその総収入の30%（従来は50%）以上を収入した場合には、その監査人は、その資本会社の監査から除外されるということが、決算書監査人の独立性を確保するために定められている。
- ・監査人の交替；同一決算書監査人がある企業について長期間業務に、携わることが、依存性の外観を呼び起こす。外部の監査人の交替（監査会社の変更）は、確かに目的にかなっているように見えないが、しかし、ある

人物が、10年以内に6事例以上も監査報告書に署名している場合には、監査人の交替が、監査報告書に署名している人物の問題として、提案される。

- ・ 監査内容；法定監査の問題指向的な形成
- ・ 監査範囲；監査範囲を作成する場合に、監査役会の利益に対するより強力な配慮
- ・ 決算書監査人の賠償義務；賠償義務は、高められる。従来、定められた最高限度額の50万DMに代わって、明らかに高い義務額が確定されている。非上場会社の監査の場合には200万DM、上場会社の監査の場合には800万DMである。
- ・ セグメント報告書の作成と資金計算書は、上場会社のコンツェルン決算書に対して義務付けられる。
- ・ 私法的に組織された会計基準審議会の承認に対する前提条件が創設されることも新しいことである。この私的基準審議会は、特に、コンツェルン計算規定に関する諸原則の適用に対する意見書を作成し、国際基準審議会においてドイツの意見を代弁すべきである。

#### 6. 有限会社に対する再建特権

- ・ 有限会社の自己資本補充法は、制限される。貸主が、危機に際して、ある有限会社の営業持分を引き取る場合には、それによって、彼の現在の貸付金と自己資本において再建のために新たに付け加えられた貸付金を換算することについて処罰されるべきではない。この規定により、再建の処理は著しく容易化され、中小企業の重大な要望が充足される。

### III. 一般理由書

ドイツ株式法は、多くの段階からなるコントロールシステムを有する。監督は、幾つかの段階において行われる。決定的なのは、まず第一に、取締役

ドイツにおける「企業領域におけるコントロールと……（加藤恭彦・遠藤久史）

会による企業内部のコントロール機構（内部監査，コントロールリング）である。2番目の監督段階は，決算書監査人によって支援される監査役会である。更に，株主総会は，法的に規定された管理権限の範囲において，管理業務に対するコントロール権を行使する。株主総会においては，個人の出席と比べて，特に，代理議決権（信用機関，株主連盟）の果たす役割が決定的である。上場している会社にあつては，最終的に，資本市場によるコントロールが付け加わり，そしてその重要性は増してくる。この資本市場は，非常に敏感に，そして決定的に反応する。ある企業の否定的な市場評価は，その企業の外観を傷つけ，その企業の資金調達可能性を持続的に悪化させる。

このような一連のドイツのシステムは，均衡のとれたものであり，全体としては認められていた。1965年の株式法改正および1974年の共同決定法以降，このシステムにおける弱点と諸問題点が内在していたけれども，全体としては，それは問題視されずに，適切な改正が必要とされている。更に，会社法，特に，上場会社の領域において改正されることになった。ドイツ国内の資本市場は，もはや孤立したものではない。ドイツにおける公開会社は，国際的な資本市場において，ますます多く資金調達している。外国の投資家の重要性和彼らの期待は，著しく増加している。ドイツの証券発行者は，リスク資本需用者と世界的規模において，直接的競合関係の状態にある。その結果，ドイツ企業の企業戦略は，ますます，投資家に向けられている。このことは，出資者に対する長期的な株価上昇を，より強く指向することを可能にしている。更に，企業政策および企業発展，並びにあらゆる領域における透明性と開示に対する経営者と市場参加者との緊密なるコミュニケーションが必要とされる。資本市場へのこのような開放と新しい思想傾向は，避け難いものであり，また企業に対する好機として理解されるべきである。それは，企業の収益力の強化を成し遂げ，必要な適応プロセスを速め，更に，それによって，競争能力の強化と，結果として労働市場の確保に貢献する。

このような背景のもとに、「企業領域/銀行におけるコントロールと透明性」の作業グループは、連立会派委員と連邦政府委員から任命された。この作業グループは、この草案の基礎となる提案を作成した。この討論は、ある重要な部分的観点である監査役会の改革にのみ集中するものではない。それは、透明性の高度化、信用機関の代理代理議決権の顕著な保持と継続的發展のもとでの株主総会によるコントロールの強化、決算書監査の品質の改善および監査役会と決算書監査人との共同作業の改善、並びに信用機関の資本参加持分の批判的監査にも及ぶものである。

決算書監査の品質の改善のための提案された諸規定は、特に、監査内容と監査報告書の要請を高める。将来、監査はより強くリスク指向によって実施されねばならないであろう。監査役会に対しては、企業に対する、特に現在、あるいは将来のリスクに関してより追加的情報、並びにより改良されたコントロール可能性が与えられるべきである。このような規制、並びに監査報告書に関する新規定により、社員、投資家および債権者の利益も考慮され、またいわゆる期待ギャップも軽減されるべきである。